



## 初めて離職看護職の把握が可能に 潜在化防止に期待 「看護師等の届出制度」10/1からスタート 専用サイト「とどけるん」もオープン

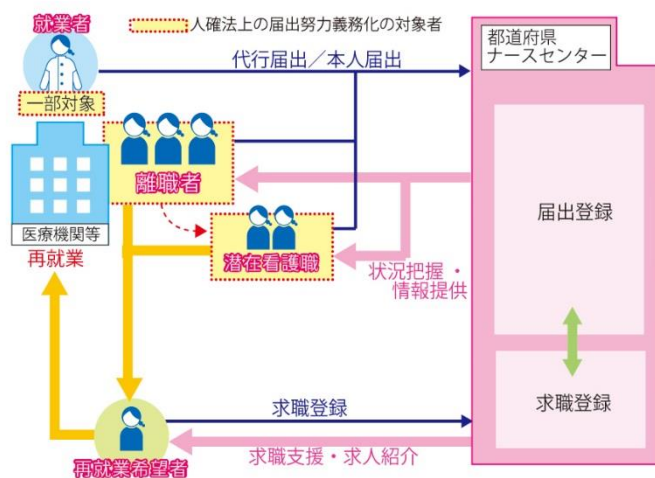
「看護師等の人材確保の促進に関する法律」（人確法）の改正により、10月1日から、国の制度として**看護師等の届出制度**が施行されます。これにより保健師・助産師・看護師・准看護師の免許保持者は、現在の職場を離職した場合などに、都道府県ナースセンターへ氏名や連絡先などを届け出ることが努力義務となります。また、現在、免許を保持しながら看護職として就業していない潜在看護職も届出の対象です。

届出先となる都道府県ナースセンターは、都道府県の委託で都道府県看護協会が運営しており、公益社団法人日本看護協会（会長・坂本すが、会員70万人）は厚生労働省の委託で中央ナースセンターを運営しています。届出は同日にオープンする**届出サイト「とどけるん」** (<https://todokerun.nurse-center.net/todokerun/>) や、全国の都道府県ナースセンターの窓口で行えます。

現在、全国で約160万人の看護職が就業していますが、国の推計では2025年には約200万人の看護職が必要とされ、今のままでは不足が懸念されます。一方で、潜在看護職が約71万人に上るとの推計もあります。

本制度の目的は、看護職とナースセンターが離職後も“つながり”を持ち継続的なキャリア支援や迅速な復職支援を可能にすることです。これまでは一旦、離職すると、所在・状況の把握が困難でしたが、本制度により潜在化防止の効果も期待されます。

届け出た看護職には、研修や交流会などの情報をタイムリーに提供し、復職を希望した際には、従来からナースセンターが提供してきた無料職業紹介や復職支援研修などの機能を生かし、迅速・丁寧な支援を行います。



届出の努力義務化施行後のナースセンターによる支援体制

報道関係の皆さまには、**看護師等の届出制度**についてご理解いただき、ぜひご紹介いただきますようお願い申し上げます。

## 「看護師等の届出制度」の概要

【開始日】 2015年10月1日（木）

【届出先】 都道府県ナースセンター

【対象者】 保健師、助産師、看護師、准看護師の免許保持者

### ○人確法で努力義務となる場合

#### ①病院等を離職した場合

「病院等」には病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、指定訪問看護事業を行う事業所が含まれます。

#### ②保健師、助産師、看護師、准看護師の業に従事しなくなった場合

どんな場所で働いていても看護職が仕事を辞めた場合は、全て届出の対象となります。また、行政職や研究職など、保健師助産師看護師法に基づく業に従事していない場合も対象です。

#### ③免許取得後、直ちに就業しない場合

進学や留学などで看護師等の免許取得後に従事しない場合も対象です。

#### ④平成27年10月1日において、現に業務に従事していない看護師等

届出制度施行以前に離職し、現在看護職として就業していない免許保持者も対象となります。

### ○努力義務にはならない場合

病院で就業中など、上記以外の看護師等もナースセンターに届け出ることができます。

## 【届出内容】

### ○人確法で定められている項目（必須項目）

- ・氏名、生年月日および住所
- ・電話番号、メールアドレスその他の連絡先に係る情報
- ・保健師籍、助産師籍、看護師籍または准看護師籍の登録番号および登録年月日
- ・就業に関する状況

### ○ナースセンターが迅速な支援を行うため伺う項目（任意項目）

- ・職歴
- ・離職年月
- ・復職の意向
- ・ナースセンターが行う無料職業紹介への登録希望

## 【届出方法】

### ○対象者本人が直接届け出る方法（本人届出）

- ・看護師等の届出サイト「とどけるん」から登録する
  - ・最寄りのナースセンター窓口へ届出票を提出する
- ※ 届出票は窓口のほか、「とどけるん」「eナースセンター」でもダウンロード可能です。

### ○就業先が本人に代行して届け出る方法（代行届出）

- ・eナースセンターの求人施設ポータルサイトから届け出る
- ・届出票を取りまとめてナースセンターへ直接届け出る

※ 人確法で、病院等の開設者等および保健師、助産師、看護師、准看護師の学校および養成所の設置者は、届出が適切に行われるよう、必要な支援に努めることが明記されています。具体的な支援の1つとして、就業先等が最寄りのナースセンターへ届出対象者を取りまとめて届け出る代行届出があります。

## ◆看護師等の届出サイト「とどけるん」◆

ナースセンターでは10月1日の本制度施行に合わせ、届出サイト「とどけるん」をオープンします。「とどけるん」はスマートフォンやPCでも利用可能です。

届出内容は「とどけるん」に集約され、情報を基にナースセンターが状況に応じた支援（交流会や研修の紹介、相談対応など）を行います。届け出た看護職がマイページにアクセスすることで、最寄りのナースセンターの最新情報（相談会、研修などの企画など）を確認することもできます。

さらに、2016年1月からは届出者向け情報コンテンツの提供も開始します。健康や旅行の情報など離職者が気分転換できるコンテンツや復職支援事業といったナースセンターの紹介など幅広い情報提供を行います。

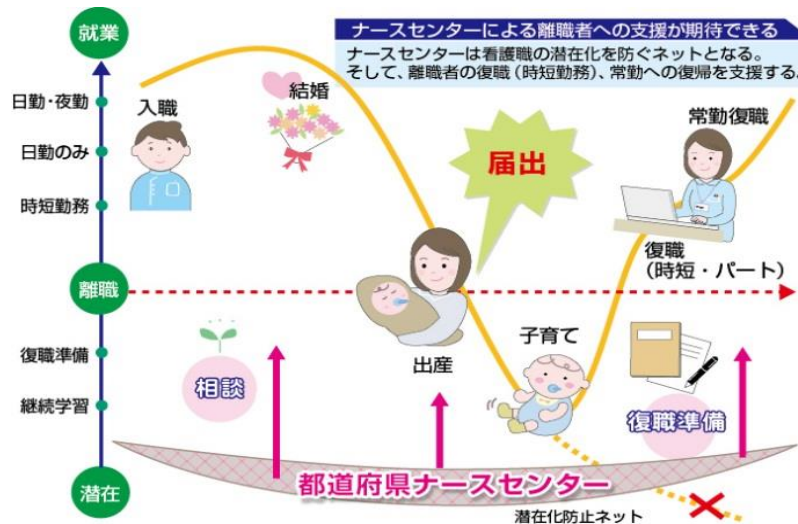


【URL】 <https://todokerun.nurse-center.net/todokerun/>

## ◆ナースセンターとは◆

ナースセンターは、1992年に人確法に基づき設置されました。中央ナースセンターは、日本看護協会が厚生労働大臣の指定を受けて運営し、無料職業紹介サイト「eナースセンター」やシステムの管理・運用などを行います。都道府県ナースセンターは、47の都道府県看護協会が各都道府県知事の指定を受けて運営しており、「ナースバンク事業」（無料職業紹介）や「訪問看護支援事業」「看護の心普及事業」などを実施しています。

今後、ナースセンターでは、看護師等の届出制度と復職・就業支援事業を活動の両輪として、看護職が求職者になる前の段階から潜在化予防に向けた支援を実施し、生涯を通じた看護職への支援を行っていきます。



ライフステージと潜在化予防にむけたナースセンターの支援